

○少年指導委員運営要綱

平成 19 年 1 月 10 日

少 第 6 号

警 察 本 部 長

少年指導委員運営要綱の制定について（通達）

少年指導委員に対する研修及び少年指導委員の立入りについて規定するとともに、少年指導委員制度の効果的な運用を図るため、少年指導委員運営要綱（昭和 60 年埼例規第 18 号・少）の全部を別添のとおり改正し、平成 19 年 1 月 10 日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

少年指導委員運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）、少年指導委員に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第10号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、少年指導委員制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 活動区域及び定数

少年指導委員の活動区域及び定数は、別表1のとおりとする。

第3 推薦、委嘱等

1 推薦

活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、少年指導委員の委嘱に際しては、法第38条第1項各号の要件を満たし、当該委嘱の年の4月1日において年齢が75歳未満の者のうち、少年指導委員に適任と思われるものを、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経て埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、推薦しなければならない。

2 委嘱状

規程第2条第2項に規定する様式は、委嘱状（様式第1号）とする。

3 少年指導委員き章の貸与

少年指導委員には、少年指導委員き章（別紙）を貸与する。

なお、少年指導委員がその身分を失ったときは、少年指導委員き章を返納させなければならない。

4 関係住民への周知

規則第2条第2項の規定により、少年指導委員を委嘱したときは、当該少年指導委員の氏名、連絡先及びその活動区域をインターネットの県警ホームページに掲載するなどの方法により公表するものとする。

5 少年指導委員カード

署長は、少年指導委員が委嘱されたときは、少年指導委員カード（様式第2号）を作成し、保管するとともに、写しを1部作成し、写真を貼付して少年課長に送付するものとする。

6 任期

- (1) 年指導委員の任期は2年とし再任を妨げない。この場合において、再任の委嘱に係る手続は前記1から3までの規定によるものとする。
- (2) 任期中に年齢が75歳に達した少年指導委員については、当該任期が満了するまで任期を継続できるものとする。

- (3) 任期途中の解嘱等により少年指導委員が欠けた場合における補欠としての少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 生活安全部長及び少年課長の職務

生活安全部長及び少年課長は、少年指導委員制度の効果的運営とその適正な実施を図るため、当該制度の総合的運営及び関係機関、団体との連絡協調を図るものとする。

第5 署長の職務

1 活動計画の策定

署長は、少年指導委員の毎月の活動計画について、活動の日時、活動種別及び活動場所を具体的に策定するものとする。

2 教養

署長は、少年指導委員の活動実態を的確に掌握するとともに、その活動に関し必要な次に掲げる事項を教養をするものとする。

- (1) 少年指導委員としての心構え
- (2) 守秘義務
- (3) 活動上の注意
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、活動に関して必要な事項

第6 少年指導委員の職務の執行等

1 職務の基本

少年指導委員の職務は、活動区域内において、法第38条第2項各号及び規則第4条各号の規定による活動を行うものとする。

2 活動状況の把握

少年指導委員が、職務を行ったときは、活動状況を活動記録表（様式第3号）に記載し、署長への提出を求めるものとする。

第7 研修

少年課長は、法第38条第5項の規定による少年指導委員に対する研修について、必要な知識、技術の修得のため規則第7条第1項に規定する定期研修を別表2により、委嘱時研修を別表3により行うものとする。

1 研修実施者

少年課長は、研修の円滑かつ効率的な運用を図るため、生活安全部少年課の課長補佐のうちから適任者を研修実施者として指定するものとする。

2 研修実施者の任務

研修実施者の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研修計画の作成

年度ごとに研修計画を策定し、少年課長に報告すること。

(2) 研修の実施の管理

策定した計画に基づき研修用の教材等の準備、講師の選任に係る事務等を管理すること。

(3) (1)及び(2)に掲げるほか研修に必要な事務

少年課長の命により、必要な事務を行うこと。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項に十分な知識及び経験を有する者を少年課長が所属の職員の中から選任し、又は当該者の所属の所属長に対し、派遣を依頼するものとする。

5 修了証の交付

少年課長は、研修を修了した者に対して、修了した研修に係る定期研修修了証書（様式第4号）又は委嘱時研修修了証書（様式第5号）を交付するものとする。

6 署長による研修

少年課長が開催する研修に参加できない少年指導委員の研修については、前記1から4までの規定に準じて署長が実施することができる。この場合において「生活安全部少年課の課長補佐のうちから適任者」とあるものは「生活安全課長（少年を担当する課長代理の配置のある警察署にあっては、当該課長代理）」とする。

第8 解嘱等

1 解嘱の上申

署長は、少年指導委員が法第38条第6項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、公安委員会に対し、少年課長を経て、速やかに少年指導委員解嘱上申書（様式第6号）により、当該少年指導委員の解嘱を上申するものとする。

2 通知

規則第8条に規定する通知は、弁明を聴くための期日の2週間前までに送達するものとする。

3 解嘱通知書

規程第2条第3項に規定する様式は、解嘱通知書（様式第7号）とする。

4 辞職承認の上申

署長は、少年指導委員から辞職の願い出があったときは、少年指導委員辞職承認上申書（様式第8号）により、少年課長を経て公安委員会に対し、速やかに辞職の上申をするものとする。

5 辞職承認書

規程第2条第4項に規定する様式は、辞職承認書（様式第9号）とする。

第9 立入り

1 立入指示書の交付

署長は、法第38条の2第1項に規定する少年指導委員による立入りについて、立入指示書（様式第10号）を少年指導委員に交付して行うものとする。

2 実施結果報告

前記1の立入を実施した少年指導委員には、その結果を、立入実施結果報告書（様式第11号）に前記1の立入指示書を添えて、速やかに署長に提出するように求めるものとする。

3 定期報告

署長は、少年指導委員の立入りした結果を、少年指導委員の立入実施結果報告書（様式第12号）により、月ごとにとりまとめ、少年課長を経て報告するものとする。

第10 報償費

少年指導委員には、別に定める基準により、報償費を支給する。

第11 活動結果報告

署長は、活動結果を少年指導委員の活動状況（様式第13号）により、月ごとにとりまとめ、少年課長を経て報告するものとする。

実施日

この通達は、平成19年1月10日から実施する。

実施日（平成26年7月14日少第406号）

この通達は、平成26年7月15日から実施する。

実施日（平成26年10月9日少第534号）

1 この通達は、平成27年4月1日から実施するものとする。

2 この通達の実施の際、改正前の少年指導委員運営要綱の規定により委嘱された、年齢が75歳以上の少年指導委員の任期については、なお従前の例による。

実施日（平成27年3月27日少第168号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成28年6月14日保安第6660号）

この通達は、平成28年6月23日から実施する。

実施日（平成30年12月5日文第421号）

この通達は、平成 30 年 12 月 5 日から実施する。

実施日（令和 4 年 5 月 13 日務第 1187 号）

- 1 この通達は、令和 4 年 5 月 13 日から実施するものとする。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表 1（第 2 関係）

少年指導委員の活動区域及び定数

地 区 名	管轄警察署	定 数	活 動 区 域
浦 和 地 区	浦 和 警 察 署	29	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する 条例（昭和29年埼玉県条例第27号）別表に 規定する各管轄警察署の管轄区域
浦和東地区	浦和東警察署	12	
浦和西地区	浦和西警察署	16	
大 宮 地 区	大 宮 警 察 署	29	
大宮東地区	大宮東警察署	12	
大宮西地区	大宮西警察署	12	
蕨 地 区	蕨 警 察 署	20	
川 口 地 区	川 口 警 察 署	29	
武 南 地 区	武 南 警 察 署	16	
朝 霞 地 区	朝 霞 警 察 署	20	
新 座 地 区	新 座 警 察 署	12	
草 加 地 区	草 加 警 察 署	22	
上 尾 地 区	上 尾 警 察 署	20	
鴻 巣 地 区	鴻 巣 警 察 署	16	
川 越 地 区	川 越 警 察 署	23	
東入間地区	東入間警察署	21	
所 沢 地 区	所 沢 警 察 署	23	
狭 山 地 区	狭 山 警 察 署	23	
西入間地区	西入間警察署	16	
飯 能 地 区	飯 能 警 察 署	11	
東松山地区	東松山警察署	12	
小 川 地 区	小 川 警 察 署	7	
秩 父 地 区	秩 父 警 察 署	11	
小鹿野地区	小鹿野警察署	7	

本 庄 地 区	本 庄 警 察 署	11	
児 玉 地 区	児 玉 警 察 署	7	
熊 谷 地 区	熊 谷 警 察 署	22	
深 谷 地 区	深 谷 警 察 署	12	
寄 居 地 区	寄 居 警 察 署	7	
行 田 地 区	行 田 警 察 署	11	
羽 生 地 区	羽 生 警 察 署	9	
加 須 地 区	加 須 警 察 署	11	
岩 槻 地 区	岩 槻 警 察 署	16	
春日部地区	春日部警察署	21	
越 谷 地 区	越 谷 警 察 署	23	
久 喜 地 区	久 喜 警 察 署	12	
幸 手 地 区	幸 手 警 察 署	7	
杉 戸 地 区	杉 戸 警 察 署	7	
吉 川 地 区	吉 川 警 察 署	16	

別表 2（第 7 関係）

少年指導委員に対する定期研修の実施基準

（4 時間以上 5 時間以下）

項 目	内 容	時 間
1 少年非行及び風俗環境の状況に関するすること。	① 少年非行の状況 少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害者の状況を理解させる。 ② 最近の風俗環境の状況 風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関するすること。	① 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2 ～ 2.5
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能に関するすること。	① 知識 立入りの趣旨、指示・実施・報告の手続、受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1 ～ 1.5

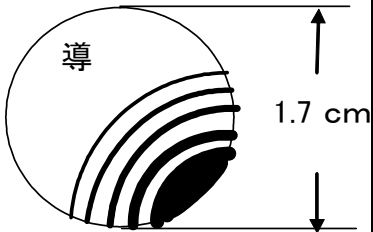
別表 3（第 7 関係）

少年指導委員に対する委嘱時研修の実施基準

（5 時間以上 7 時間以下）

項 目	内 容	時 間
1 定期研修の 1、 2 及び 3 と同じ。	同 左	4 ～ 5
2 法その他少年の 健全な育成に障害 となる行為を防止 し、又は少年の健 全な育成に資する ための職務を行う ため必要な法令に 関すること。	① 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。 ② 少年指導委員の法的地位、職務倫理 少年指導委員は特別職の地方公務員であること、 自発的な意思に基づく活動を期待されていることな どを理解させる。 ③ 少年指導委員の職務、立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組みにつ いて理解させる。 ④ 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項、違反した場合の罰則 について理解させる。 ⑤ その他の関連法令 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童買 春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）、埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県 条例第 28 号）等の法令のうち、風俗営業及び性風俗 関連特殊営業等で行われやすい違反、児童相談所の 役割等を理解させる。	1 ～ 2

少年指導委員き章

色	地 質	制 式	形状・寸法
台地は、紺色とし、「導」の文字、波紋及び縁取りを金色とする。	真鍮とする。	縁取りをした円形とし、台地左上部に縦横0.5センチメートルの「導」の文字を、右下部に波紋5条を配し、裏面はピン又はネジとする。	

（注）活動中上衣に装着するものとする。

様式第1号（第3関係）

委 嘱 状

氏 名 殿

少年指導委員（ 地区担当）を委嘱します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

様式第2号（第3関係）（表）

少年指導委員カード

警察署

ふりがな 氏 名 年 月 日生（ ）		本（国） 籍						備 考
		住 所						
		電 話						
住 所（変更分）		職 歴（役職）						
（年月日）			（年月日）	（勤務先）	（地位）			
学 歴		賞（罰）						
（年月日）	（学校学部 [科]）	（卒・修・中退）	（年月日）	（授賞者）	（種別）			
		第 期	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
		任 期	～	～	～	～	～	～
在任 状況	委嘱年月日							
	解嘱年月日							
	在任期間	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
写 真								

様式第2号（第3関係）（裏）

主 な 活 動 事 例

年月日	活 動 種 別	活 動 内 容

様式第3号（第6関係）

年 月 日

活 動 記 録 表

		従 事 者		
少 年 補 導	少 年 氏 名 (年齢)	性別	学 職 別	補 導 内 容
助 言 ・ 指 導 等	対 象 者 ・ 対 象 業 者	内 容		
協 力 要 請	対 象 業 者 ・ 団 体	内 容		
少 年 相 談	活動内容（相談者、少年の年齢、性別、学職別、相談内容等）			
環 境 浄 化	活動内容（有害図書、たまり場の発見等）			
そ の 他	活動内容（座談会、非行防止活動への参加等広報啓発活動）			

定 期 研 修 修 了 証 書

氏 名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第38条第5項に定める研修を修了したことを証します。

年 月 日

（公印省略）

委 嘱 時 研 修 修 了 証 書

氏 名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第38条第5項に定める研修を修了したことを証します。

年 月 日

（公印省略）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警 察 署 長

少年指導委員解嘱上申書

法第 38 条第 6 項の規定により、次のとおり少年指導委員の解嘱を上申します。

記

被 解 嘱 者 氏 名 年 齢	
解 嘱 事 由	
そ の 他	

様式第 7 号（第 8 関係）
（表面）

解 嘱 通 知 書

少年指導委員

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第 38 条第 6 項の規定により

少年指導委員

の委嘱を解いたので通知します。

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 印

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警 察 署 長

少年指導委員辞職承認上申書

次のとおり、少年指導委員の辞職承認を上申します。

記

辞 職 者 氏 名 年 齢	
辞 職 理 由	
そ の 他	

辞 職 承 認 書

少年指導委員

殿

少年指導委員（ 地区担当）の辞職を承認します。

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 印

立 入 指 示 書

連絡先

氏名

活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 38 条の 2 第 2 項により、同条第 1 項の立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

警察署長

指 示 事 項		指 示 内 容
立入りを実施すべき場所	法第 37 条第 2 項各号に掲げるいずれかの場所	
	立入りを実施すべき地域	
立入りを実施すべき期日又は期間		
立入りを実施するに当たっての留意事項		

年 月 日

警察署長 殿

立入実施結果報告書

年 月 日付け生安第 号による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 38 条の 2 第 2 項に基づく指示により、立入りを実施したので、同条第 3 項により、その結果について、立入指示書を添えて報告する。

実 施 者 等	氏 名	活 動 区 域
立入りを実施すべき期日 又は期間		

立 入 場 所	業 種	☐ 風俗営業 ☐ 特定遊興飲食店営業 ☐ 性風俗関連特殊営業 ☐ 飲食店営業	名 称	[☐ 営業所 ☐ 事務所 ☐ 受付所 ☐ 待機所 ☐ その他)]
	所在地			
立入りを実施 した日時	年 月 日 午 時 分頃から 年 月 日 午 時 分頃までの間			
立入りを実施し た結果				
その他参考とな るべき事項				

様式第 12 号（第 9 関係）
（表面）

少年指導委員の立入実施結果報告書（ 年 月）

_____ 警察署

1 立入実施場所数及び従事人員

立入実施 場 所 数	従 事 延 べ 人 員			
	少年指導委員	警 察 官	そ の 他	計

（注）複数人が同時に立入りを実施した場合の立入り実施場所の数え方は 1 箇所とする。

2 立入時間帯

時間帯	0 0 時	0 1 時	0 2 時	0 3 時	0 4 時	0 5 時	0 6 時	0 7 時	0 8 時	0 9 時	1 0 時	1 1 時	1 2 時	1 3 時	1 4 時	1 5 時	1 6 時	1 7 時	1 8 時	1 9 時	2 0 時	2 1 時	2 2 時	2 3 時	合 計
立入実 施場所 数																									

（注） 2 の立入実施場所数の合計と 1 の立入実施場所数は一致させること。

3 立入実施場所を行うべき営業の種別

実施した店舗数	風俗営業						特定遊興飲食店営業	性風俗関連特殊営業		飲食店		
	待 合 等 キ ャ バ レ ー	低 照 度 飲 食 店	区 画 席 飲 食 店	ぱ ち ん こ 屋	ま あ じ ゃ ん 屋	ゲ ー ム セ ン タ ー		性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 型	性 風 俗 特 殊 営 業 無 店 舗 型	深 夜 提 供 飲 食 店 酒 類	提 供 飲 食 店	そ の 他 飲 食 店

（注） 1 対象業者欄は、立入りを実施した店舗数を計上すること。

（注） 2 立入りを実施した店舗数は、 1 の立入実施場所数及び 2 の立入実施場所数の合計と一致させること。

(裏面)

4 立入りを実施した場所の営業形態等

営業形態 場所	風俗営業	特 定 遊 興 飲食店営業	性風俗関連 特 殊 営 業	飲食店	合 計
営業所					
事務所					
受付所					
待機所					

(注) 営業所、事務所、受付所、待機所の総合計と、1の立入実施場所数、2の立入実施場所数の合計及び3の立入りを実施した店舗数は一致させること。

5 立入実施結果

営業形態 講じた措置	風俗営業	特 定 遊 興 飲食店営業	性風俗関連 特 殊 営 業	飲食店	合 計
法第38条第2項 第1号					
法第38条第2項 第2号					
法第38条第2項 第3号					
その他					

6 効果的な活動事例

項 目	活 動 内 容

(表面)

少年指導委員の活動状況（ 年 月）

警察署

活動回数	従 事 人 員			
	少年指導委員	警 察 官	そ の 他	計

3 広報啓発活動

研 修 会	連 絡 会 議 等
回 人	回 人

座談会・懇談会	そ の 他	計
回 人	回 人	回 人

[illegible]

(注) 対象業者欄は、要請店舗数を計上すること。

(1) 補導少年

[illegible]

(裏面)

(2) 補導場所

自 宅	友人・知人宅	路 上			学 校	公 園・社 寺	遊 園 地	ボ ー ス ケ ー ト 場 ・ リ ン グ 場	映 画 館 ・ 劇 場	公 営 競 技 場	行 楽 地	駅 構 内	列 車 送 受 機 関 内	ス ・ デ ー パ ー ト	コ ン ビ ニ エ ン ス	深 夜 飲 食 店	喫 茶 店	そ の 他 飲 食 店	旅 館 ・ ホ テ ル	風 俗 営 業				性風俗関連 特殊営業		カ ボ ッ ク ス オ ケ ス	そ の 他
		繁 華 街	自 動 車 内	そ の 他																遊 技 場	ゲ ー ム セ ン タ ー	デ ィ ス コ	そ の 他	モ ー テ ル 等	そ の 他		

(注) 女子は、() を設け内数として計上すること。

6 少年相談活動

相談者等 相談項目	相談 件数	相 談 者					少 年 に 関 す る 事 項																				措置別					
		少年 自身	保 護 者			その他	未就学	学 職 別						年 齢 別										助言指導								
			父	母	両親			小学生	中学生	高校生	大学生	各学校 種生	有職	無職	10 歳以下	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	継続指導中							
																									警察署引継							
																																その他 〔 〕

(注) 女子は、() を設け内数として計上すること。

7 有害環境・たまり場発見通報活動

有 害 環 境 の 発 見 通 報				た ま り 場 の 発 見 通 報					有害図書等自動販売機の撤去・要請	
有害図書	有害がん具	有害興行	ポスター・看板等	ゲームセンター	喫茶店	アパート	公園等	その他	要 請	撤 去

8 効果的な活動事例

項 目	活 動 内 容